

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年4月10日

支出負担行為担当官
東北森林管理局長 大政 康史

1 競争入札に付する事項

(1) 入札物件名

入札番号 第1号

令和6年度保護林（東青、北上川上流、宮城南部及び子吉川森林計画区）モニタリング調査及び評価等

(2) 業務の場所及び内容

別冊「調査仕様書」による。

(3) 契約日

落札決定の翌日から起算して7日以内とする。

ただし、契約書の郵送等に日数が必要な場合は、この限りではない。

(4) 契約期間

契約日から令和7年3月19日（水曜日）までとする。

(5) 成果品納入場所

東北森林管理局 計画保全部 計画課

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 東北森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（調査・研究）」に登録され、「東北地域」の競争参加資格を有する者であること。

(5) 本件業務の遂行に必要な組織及び人員を有し、森林・林業、植物、動物に係る博士・修士又は林業技士（森林環境部門）、技術士法に基づく技術士（森林又は環境部門）の

いずれかの資格を有している者を本件業務に従事させることができること。

- (6) 本業務の入札説明書等の交付を発注者の指定する方法（場所、日時等）で交付を受けていること。

3 電子調達システムの利用

本件は電子調達システムを利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。

4 入札説明書等を入手する場所及び問合せ先、交付期間

(1) 入札説明書等の交付場所および入手方法

ア ダウンロードによる場合

電子調達システム又は東北森林管理局ホームページから入手すること。

イ 手交または郵送（希望者負担）を希望の場合及び入札の問い合わせ先

〒010-8550 秋田県秋田市中通五丁目9番16号

東北森林管理局 計画保全部 計画課 生態系保全係

電話：018-836-2092

メール：t_keikaku@maff.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間

入札の公告日から入札日までの期間とする。

ただし手交による場合は開庁日とし、時間は8時30分から17時00分までとする。

(3) 交付資料

交付資料は、入札説明書、契約書（案）及び調査仕様書とし、電子調達システム又は東北森林管理局ホームページから入手すること。

紙入札方式により入札に参加する場合は、4（1）イの場所にて入札説明資料の交付を受けなければならない。

なお、紙入札希望者で郵送による交付を希望する場合は、希望者の負担により交付するので、上記4（1）イに申し出ること。

(4) 閲覧資料

閲覧資料は次のとおり。閲覧は、4（1）イの場所にて行う。なお、資料の閲覧期間は、上記4（2）に同じ。

- ・保護林モニタリング調査マニュアル（平成29年3月）
- ・保護林モニタリング調査及び評価等 報告書（平成27年3月、令和2年3月、令和6年3月）

5 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に関する質問がある場合においては、令和6年4月25日（木曜日）17時00分までに次により提出すること。

- (2) 電子調達システムによる場合は、別紙1「仕様書に関する質問及び回答書」に質問事

項を記入の上、電子調達システム上で pdf ファイル形式により送信すること。

紙入札による場合は、別紙 1 を上記 4 (1) イのメールアドレス宛に pdf ファイル形式により送信することとし、持参又は郵送（書留郵便に限る）の場合は 4 (1) イに提出すること。

- (3) (1) の質問に対する回答はシステムにより行う。また、(1) の質問及び回答書は上記 4 (1) イの場所及び東北森林管理局ホームページにおいて随時閲覧に供する。

6 履行証明書等の提出期限及び提出方法

- (1) 令和 6 年 5 月 2 日（木曜日）17 時 00 分までに次により提出すること。

- (2) 電子調達システムによる場合は、別紙 2 「履行証明書」及び上記 2 (4) の写し並びに上記 2 (5) の資格等を証明する書類の写しを電子調達システム上で pdf ファイル形式により送信すること。

紙入札による場合は、上記書類に併せて、別紙 3 「紙入札参加承諾願」及び別紙 4 「入札説明書等の交付確認書」を上記 4 (1) イのメールアドレス宛に、pdf ファイル形式により送信することとし、持参又は郵送（書留郵便に限る）の場合は、4 (1) イに提出すること。

- (3) 当該証明書類に関し、支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、令和 6 年 5 月 7 日（火曜日）17 時 00 分までの間においてそれに応じなければならない。

7 入札の方法

- (1) 入札金額は、単価契約及び総価契約にかかわらず、総価を記載すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 本件の入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによる入札により難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

- (4) 紙入札により入札する場合は、入札書に物件番号及び物件名を明瞭に記載すること。

8 入札書の提出、開札の場所及び日時

- (1) 電子調達システムにより参加する場合の入札日時

令和 6 年 5 月 8 日（水曜日）9 時 00 分から受付を開始し、受付終了は次の (3) とする。

- (2) 紙入札方式により参加する場合の受付日時等

次の (3) の 15 分前から入札受付を開始し、入札受付終了日時（開札日時）は次の (3) とする。なお入室前に運転免許証等の身分証明書及び委任者の場合は委任状を提出すること。

(3) 各入札番号の入札受付終了日時（開札日時）

入札番号 第1号 令和6年5月9日（木曜日）10時00分

(4) 郵便入札方式により参加する場合の受付日時等

郵送（書留郵便に限る）による入札の受領期限については、令和6年5月8日（水曜日）17時00分までに上記4（1）イに必着とし、再入札には参加できない。入札書の日付は令和6年5月9日（木曜日）とする。

(5) 開札場所

東北森林管理局 4階第1会議室

9 再入札

再入札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をおこなうこともあるため、再度入札を希望する場合、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は、電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

10 入札保証金及び契約保証金

免除する。

11 入札の無効

入札説明書及び入札心得による。

12 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

13 契約書作成の要否

要。

14 その他

(1) 使用言語及び通貨

入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 電子調達システムによる手続開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として認めないが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(3) 発注者側の電子調達システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(4) 入札内訳書の設定がない物件であっても、落札後、発注者より金額等の内訳の提出を求められた場合は、これに従わなければならない。

- (5) 入札内訳書等（入札書含む）に納品にかかわる送料等の記載がない場合は、入札内訳書及び入札書に送料等が含まれた金額とする。
- (6) 本公告に表記されている時刻は全て 24 時制である。
- (7) 本公告に記載なき事項及び詳細は入札説明書及び入札心得による。
- (8) 東北森林管理局役務契約約款及び東北森林管理局競争契約入札心得
本公告に係る東北森林管理局役務契約約款及び東北森林管理局競争契約入札心得については、こちらからダウンロードしてください。
東北森林管理局ホームページ掲載場所
東北森林管理局ホーム>公売・入札情報>各種要領及びマニュアル
URL:<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html>
なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代えることとし、契約約款の交付日は本公告の公告日とすることとしますのでご承知おきください。

＝お知らせ＝

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公開するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページをご覧ください。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/index.html>)